

松江市告示第 249 号

松江市民有林拡大造林事業補助金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 259 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する松江市民有林拡大造林事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号_____)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である _____ 事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する松江市民有林拡大造林事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。<u>以下「規則」という。</u>)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である <u>事務又は</u> 事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>	
略		略	
補助金の交付対象である _____ 事	次に掲げる事業とする。ただし、小規模間伐以外の事業にあつては事業規模が0.1ha以上のもの、小規模間伐にあつては	補助金の交付対象である <u>事務又は</u> 事	次に掲げる事業とする。ただし、小規模間伐以外の事業にあつては事業規模が0.1ha以上のもの、小規模間伐にあつては

業の内容	<p>0.1ha以上5.0ha未満のものに限る。</p> <p>(1) 島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱(平成14年島根県告示第768号)、新植支援事業補助金交付要綱(平成22年4月1日付け森第1728号)に基づき実施する私有林整備_____</p> <p>(2) 島根県合板・製材・集材材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱(平成28年4月1日付け林第1307号)に基づき実施する森林作業道の開設</p> <p>(3) 林内路網整備事業補助金交付要綱(令和2年3月30日付け森第1782号)に基づき実施する<u>原木生産用の森林作業道の開設</u></p> <p>(4) <u>2齢級除伐、3齢級除伐、小規模間伐、荒廃竹林整備及び森林作業道の改良</u></p>	業の内容	<p>0.1ha以上5.0ha未満のものに限る。</p> <p>(1) 島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱(平成14年島根県告示第768号)、新植支援事業補助金交付要綱(平成22年4月1日付け森第1728号)に基づき実施する私有林整備事業</p> <p>(2) 林内路網整備事業補助金交付要綱(令和2年3月30日付け森第1782号)に基づき実施する_____森林作業道の開設</p> <p>(3) 2齢級除伐及び_____小規模間伐_____</p>
<u>補助対象経費</u> _____	樹木の新植、下刈り、除間伐(2齢級除伐、 3齢級除伐 及び小規模間伐を含む。)、枝打ち、荒廃竹林整備及び 森林 作業道の開設又は改良に要する経費	<u>補助金の交付対象経費</u>	樹木の新植、下刈り、除間伐(2齢級除伐_____及び小規模間伐を含む。)、枝打ち、荒廃竹林整備及び_____作業道の開設又は改良に要する経費
_____の率又は金額	次の各号に掲げる事業内容の区分に応じ、当該各号に定める額とし、 その算出した額が5万円以上となる場合に限り、補助	<u>補助金の交付の率</u> 又は金額	次の各号に掲げる事業内容の区分に応じ、当該各号に定める額と_____

金を交付する。

- (1) 新植、下刈り、除間伐
及び枝打ち _____
_____ 県が定める 令和4年
度造林事業標準単価表に
掲げる標準単価を基に算
出した標準事業費(以下
「標準事業費」という。)
から国県補助金を差し引
いた額
- (2) 2齢級除伐、3齢級除伐、
小規模間伐 及び荒廃竹林
整備 標準事業費の全額。
ただし、3齢級除伐に係る
補助金の交付は、1年度に
つき1回限りとする。
- (3) 島根県合板・製材・集
成材国際競争力強化・輸出
促進対策交付金等交付要
綱に基づき実施する森林
作業道の開設 開設距離
に1m当たり700円を乗じて
得た額(1円未満切捨て)
- (4) 森林作業道の改良 改
良距離に1m当たり800円を
乗じて得た額(1円未満切
捨て)
- (5) 林内路網整備事業補助
金交付要綱に基づき実施
する 森林作業道の開設
開設距離に1m当たり1,700
円を乗じて得た額(1円未

_____する。

- (1) 新植、下刈り、除間伐
、_____枝打ち 及び荒廃竹林
整備 県が定める 令和3年
度造林事業標準単価表に
基づく標準単価を基に算
出した標準事業費(以下
「標準事業費」という。)
から国県補助金を差し引
いた額
- (2) 2齢級除伐 及び _____
小規模間伐 _____
_____ 標準事業費の全額 _____

- (3) _____

- 作業道の開設 開設距離
に1m当たり700円を乗じて
得た額(1円未満切捨て)
- (4) _____作業道の改良 改
良距離に1m当たり800円を
乗じて得た額(1円未満切
捨て)
- (5) 林内路網整備事業補助
金交付要綱に基づき実施
する _____作業道の開設
開設距離に1m当たり1,700
円を乗じて得た額(1円未

	満切捨て)		満切捨て)
終期	<u>令和5年3月31日</u>	終期	<u>令和4年3月31日</u>
補助事業 者の範囲	略	補助事業 者の範囲	略

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。